



公表します



『情報公開制度・個人情報保護制度運用状況』

問合せ 総務課総務係 (☎ 73-1211・内線2311)

平成19年度(平成19年4月～平成20年3月まで)の情報公開制度の運用状況は次のとおりでした。なお、個人情報保護制度についての開示請求はありませんでした。

公文書公開請求の処理状況

実施機関	請求件数	請求内容
市長	7	宅地開発事業関係(2件) 土地改良事業関係 一日清掃作業関係(2件) 指定管理者関係 自主防災組織関係
市長 (水道事業)	1	南房総広域水道企業団関係
合計	8	

公文書公開の決定状況

区分	決定区分					合計	公開 公文書数
	公開	一部公開	非公開	不存在等	取り下げ		
件数	5	2	0	1	0	8	47

情報公開制度について、一部公開としたものの理由は、文書中法人の印影があるためです。また、実施機関の開示決定に対しての不服申立はありませんでした。

公文書および個人情報の開示請求は郵送でもできますが、電話やFAX、電子メール、口頭による請求はできません。公文書および個人情報開示請求をされる方は、総務課に備え付けの用紙に必要な事項を記入し提出してください。また、「開示請求書」は、市ホームページからダウンロードできます。

情報公開制度

公開の対象となる公文書

平成13年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成または取得した文書、図画および電磁的記録で、次のように掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き公開されます。

個人に関する情報

法人など、または事業を営む個人の事業に関する情報

犯罪の予防、捜査などに関する情報

地方公共団体などの審議、検討、協議に関する情報

事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

法令などの規定により公にできない情報

議会の議員個人および会派の活動に関する情報

開示の方法

公文書の閲覧や視聴、または写しなどの交付により行われます。

開示の費用

開示請求および閲覧は無料ですが、写しなどを交付する場合は実費負担となります。

個人情報保護制度

個人情報の開示請求など

ご自分の情報がどのように記録されているか、内容に誤りがないか確認されたいときは、ご自身の個人情報の閲覧または写しの交付を請求することができます。ただし、次のように掲げる不開示情報

が含まれている場合は、開示できません。法令などの規定により本人に開示することができない情報

開示請求者の生命、健康などを害するおそれがある情報

開示請求者以外の個人に関する情報

法人などに関する情報

公共の安全に関する情報

審議、検討に関する情報

事務または事業に関する情報

議会の議員個人および会派の活動に関する情報

開示を受けた個人情報に正確・最新でないときは、訂正請求ができます。この場合、請求の内容が正当であることを証明するものが必要です。開示請求・訂正請求をする場合、請求者が個人情報の本人であることを証明する書類(運転免許証・パスポートなど)が必要です。

開示の方法・開示の費用

情報公開制度と同様です。

